日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

規 則

88

目

次

○職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則…(同)…

○東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規 ○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…

○非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正 する規則…………………………………………(総務局人事部制度企画課)… 二

訓 令

○職員の育児休業等に関する規程の一部改正………(総務局人事部職員支援課)…

○地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の (総務局人事部制度企画課)…

Ŧ.

規 則

職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す

る。

令和五年十二月二十七日

1

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第百六十六号

職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規

職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則 (平成七年東京都規則第五十五

号 の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。

職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員 第二十五条第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、

が」に、 「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

又は一時的に避難しているとき。 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、

一 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不

足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を加え、同条第三項中「又は損壊した」を 第二十五条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「損壊した日」の下に「又は生

「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第二十七条第三項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、

第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあっては」を削り、 期間」に改める。 「期間」を「各

則

Ŧ.

1 ら施行する。 この規則は、 令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、 公布の日か

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施 行規則 以

下「改正後の規則」という。)第二十一条 (会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に

関する規則 職員勤務時間規則第二十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する介護 後の規則第二十五条に規定する災害休暇及び改正後の規則第二十七条(会計年度任用 則」という。)第二十条において準用する場合を含む。)に規定する育児時間、 (平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規 改正

休暇の請求等は、 この規則の施行の日前においても行うことができる 1

この規則は、

ら施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百 合子

●東京都規則第百六十七号

会計年度任用職員の勤務時間、 の一部を次のように改正する 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四

第十五条第一項中「慶弔休暇」の下に「、 災害休暇」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 災害休暇については、 規則第二十五条の規定を準用する。

第三十条中「、 第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。

則

令和六年一月一日から施行する。ただし、

次項の規定は、

公布の日か

2 三条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うこと この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則第二十

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

ができる。

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第百六十八号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年東京都規則第三十五号) の一部を

次のように改正する。

第十条第二項中「非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例 (」を「非

> 関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。 常勤職員の報酬等に関する条例 に、 「非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に

則

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公

布する。

令和五年十二月二十七日

●東京都規則第百六十九号

東京都知事

小

池

百

合子

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正す

第八十三号)の一部を次のように改正する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

(昭和四十三年東京都規則

第三条第一項ただし書及び第二十七条中「非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当

に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

則

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事

小

池

百合子

●東京都規則第百七十号

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一 部を

改正する規則

非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (平成二十七年東京

都規則第八号)の一部を次のように改正する

題名を次のように改める

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則

の報酬等に関する条例」に改める。 「非常勤職員の報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員

第七号の次に次の一号を加える。

第十五条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、

勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により災害

休暇を承認されている場合

める。

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第九号」を「第十五条第二項第十号」に改

三条とし、第二十三条の次に次の九条を加える。 第二十四条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第三十

(勤勉手当の支給対象外職員

第十七条第一項の規定を準用する。 一十四条 条例第六条第一項前段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、

2 条例第六条第一項後段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、 第十七

(勤勉手当の支給割合)

東

条第二項の規定を準用する。

第二十五条 ときは、その端数を切り捨てるものとする。 ら第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数がある 十八条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項か 条例第六条第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、 第二

(勤勉手当の支給割合算定に係る期間率)

手当に関する規則(昭和五十四年東京都規則第二十八号。以下「勤勉手当規則」とい 期間率は、 支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、 職員の勤勉

)第三条の二第一項の表に定める割合とする。

3 2 務期間等を通算することとなる会計年度任用職員であって、基準日を除く支給期間中 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項第二号の規定に該当することにより勤

> 職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、 間の区分に応じ、 休職の特例に関する法律 教育公務員特例法 勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。 (昭和1 二十四年法律第一号) (昭和三十二年法律第百十七号)に掲げる事由に該当して休 第十四条又は公立の学校の事務職員の 支給期間におけるその者の勤務期

(勤務期間

第八号を第九号とし、

第二十七条 期間について日を単位として計算する。 前条の勤務期間は、 条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した

前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

2

第十九条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

用職員の任用等に関する規程(平成二十七年警視庁訓令甲第十六号)別表又は東京 に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第四号)別表、警視庁会計年度任 東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成二十七年東京消防庁訓令第十 育委員会規則第四号)別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規 五号)別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間 会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都規則第七号) (平成二十七年東京都教育委員会規則第五号)別表、会計年度任用職員の任用等 (平成二十七年東京都教

休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間 勤務しない介護休暇がある場合は、 た期間を含む。)が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護 任命権者が別に定めるところにより日に換算し (所定の勤務時間の一部において

四 に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、 届で勤務しない日 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって任命権者が別 (以下「私事欠勤等」という。) の取扱いを受けた期間 又は無

五. 任命権者が別に定める事由に該当し、 勤務しなかった期間

3 勤 務しない場合は、任命権者が別に定める期間を除算する。 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により

前項第 第二号、 第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しな

時間を承認され、これにより勤務しない場合(任命権者が別に定めるところにより二 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護

日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。)

が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。) 三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合(任命権者

(勤勉手当の支給割合算定に係る成績率)

以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。・五以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万二百三十七

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規

じて得た割合とする。
現則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一多の第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当

| 4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

(勤務期間等の通算)

5

職、減給若しくは戒告の処分とみなして第二十五条から前条までの規定を適用する。分を含む。)をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分(これらに相当する処第二十九条)次に掲げる者が、引き続いて条例の適用を受ける会計年度任用職員となっ

給与条例の適用を受けていた者

学校職員給与条例の適用を受けていた者

前二号に定める者のほか、特に任命権者が定める者

条例の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算

2

しない。

三

う。)については、第二十一条の規定を準用する。

第三十条 条例第六条第二項の東京都規則で定める額

。 以 下

「勤勉手当基礎額」と

(勤勉手当基礎額の意義

第三十一条 勤勉手当の支給日については、第二十二条の規定を準用する。(勤勉手当の支給日)

(勤勉手当基礎額の端数計算)

第三十二条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるもの

附則第四項中「第二十一条」の下に「(第三十条において準用する場合を含む。)」とする。

手当」を加える。 附則第五項ただし書中「及び」を「並びに」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉

「同条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

附則

を加え、

第二項第三号の改正規定は、同年一月一日から施行する。 第二項第三号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項及び第十九条

を

「非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。

訓

令

●東京都訓令第四十三号

支 庁

中

業 会

所 庁

般

員の報酬等に関する条例」に改める。

則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

令和五年十二月二十七日

第五条第一項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則

東京都知事

小

池

百合子

うに改正する。

職員の育児休業等に関する規程(平成四年東京都訓令第百三十四号)の一部を次のよ

労 収 事

働 用

委 委

会

事

務 務

局 局

員 員

事

附 則

この訓令は、 令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十四号

支 庁

中

般

所 庁

業

会 事 務

員

委 局

働 用 委 員 会 事 務 局

労 収 事

十四年東京都訓令第四十号)の一部を次のように改正する。 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程 (昭和五

令和五年十二月二十七日

5

ただし書中

「非常勤職員の報酬、

東京都知事 小 池

費用弁償及び期末手当に関する条例」を 百合子

「非常勤職